

兵庫県公報

平成28年10月7日 金曜日 第2839号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定（しごと支援課）	2
○土地改良区の解散認可（農地整備課）	2
○土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○同上（同）	4
○同上（同）	4
○平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部 改正（建築指導課）	4
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○入札公告（県立農林水産技術総合センター）	9
人事委員会公告	
○身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	11
収用委員会告示	
○収用の裁決手続開始決定	13

告 示

兵庫県告示第867号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	①平成28年10月22日（土） ②平成28年11月26日（土）から同月29日（火）の指定されたいずれか1日 ③平成28年12月10日（土）から同月13日（火）の指定されたいずれか1日	平成28年10月17日（月）から同年12月9日（金）まで	陸上自衛隊千僧駐屯地 又は 陸上自衛隊姫路駐屯地（受付時に告知）	試験時に告知	採用予定通知書により告知

2 問い合わせ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600

同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル 2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第868号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条の規定に基づき、平成28年10月1日付けで同法第28条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 特定非営利活動法人 ぶろじえくとPlus
- 2 住 所 豊岡市庄境236番地の2
- 3 事務所の所在地 豊岡市元町11番1号



兵庫県告示第869号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
幡多土地改良区	平成28年9月21日



兵庫県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

幡多土地改良区

氏 名	住 所
秦 好 雄	南あわじ市榎列上幡多264番地 2
里 深 一 馬	同 市榎列山所852番地
西 條 秀 男	同 市榎列上幡多398番地
山 口 金 満	同 市榎列上幡多213番地 2
辻 平	同 市榎列上幡多230番地 2
中 田 年 治	同 市榎列上幡多251番地
森 健	同 市榎列上幡多383番地
秦 崇	同 市榎列上幡多224番地
里 深 嘉 胤	同 市榎列上幡多369番地
岩 口 幸 義	同 市榎列上幡多211番地
秦 計 幸	同 市榎列上幡多232番地
石 川 利 夫	同 市榎列掃守285番地
秦 尚 志	同 市榎列下幡多353番地
廣 内 邦 夫	同 市榎列下幡多369番地
古 川 忠 志	同 市榎列下幡多476番地 3
桶 川 尋 史	同 市榎列下幡多372番地
前 田 和 男	同 市榎列下幡多349番地 2
辻 西 幸 夫	同 市榎列下幡多364番地 1
武 田 信 七	同 市榎列下幡多499番地 1
古 川 和 宏	同 市榎列下幡多482番地 1
竹 川 賢 一	同 市榎列下幡多502番地
辻 西 健 治	同 市榎列下幡多477番地



兵庫県告示第871号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年9月5日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
宍粟市一宮町三方町及び百千家満地内



兵庫県告示第872号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成28年1月6日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市内一円



兵庫県告示第873号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成28年7月21日から同年9月16日まで
- 3 作業地域
西宮市芦原町



兵庫県告示第874号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成28年1月10日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
三木市の一部



兵庫県告示第875号

平成16年兵庫県告示第780号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。

1及び2を削除し、以下の表を追加する。

表（福崎町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
西大貫地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町大貫字門田、字藤井、字竹ノ後、字堂ノ前、字室ノ尾、字奥谷、字辻畠、字前谷、字葉加ノ木及び字山玉の各一部	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成16年6月11日 (平成28年10月7日)

	神崎郡福崎町大貫字堂ノ前、字室ノ尾、字門田、字前谷及び字葉加ノ木の各一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成16年6月11日 (平成28年10月7日)
	神崎郡福崎町大貫字竹ノ後及び字藤井の各一部	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成28年10月7日
長目地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字下向イ田、字南中才、字北中才、字柳田、字長目及び字太妻の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
中島地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字中島、字五合堂、字寺居、字中蔵ノ北、字山ノ下、字山ノ東、字下野林、字高野、字南高野及び字下野田坪の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
西光寺地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字坂ノ垣内の全部並びに字北ノ垣内、字西ノ垣内、字前田坪、字佐近屋敷、字山ノ東、字焼堂、字西光寺、字平田及び字蓮池新田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
八反田地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字歳ノ木、字西垣内、字岸ノ上、字神東ノ木、字八反田及び字前田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
吉田地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字吉田、字丁田、字東角、字川田、字前田筋、字水通り及び字西ノ甲の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
西野地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町南田原字西野々新田、字吉田、字北野畑、字蓮池新田及び字焼堂の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
井ノ口地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町西田原字西保喜山、字東保喜山、字上ノ畑ケ、字神崎、字東市場、字西市場、字三悪、字上大明寺、字西廣畑及び字クロ垣内の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
北野地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町西田原字小谷、字北廣岡、字道垣内、字東新田及び字西新田の各一部並びに東田原字福壽及び字寺西の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
大門地区 条例別表第3の3の項	神崎郡福崎町東田原字南屋敷の全部並びに字通り堂、字東通り堂、字垣内田、字池ノ下、字西フロ尾、字東フロ尾、字皿池ノ下、字池田、字山ノ上、字中屋敷、字北屋敷及び字岡ノ上の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日

加治谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字フロ屋、字中所、字東所、字三本松、字宮ノ下打越、字前田、字ビワクビ、字藪下五反畑及び字妙徳山の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
亀坪地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町東田原字森本の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
南大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内、字ユウラ、字小角、字長谷、字大谷、字南垣内、字宮ノ前、字ハサコ、字田中、字ドウド、字前田、字下り、字谷、字和田、字ツヅメ、字蓮池新、字新田、字宮ノ前及び字西ヶ原の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
東大貫地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町大貫字万之前、字岡ノ端、字谷之内西、字前田、字奥之山、字谷之内東、字倉谷、字足谷、字山田、字石引、字石引ノ東、字石引ノ西及び字藤井の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
余田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字西垣内、字東垣内及び字塚本の全部並びに字上春賀、字井ノ尻、字御領所、字出口、字後口田、字北垣内、字老反所、字薬師堂、字廣野、字観音堂、字堂ノ下、字宮池澤、字東垣内、字奥垣内、字オヶ原、字上下代及び字川西の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
小倉地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字南池澤、字大西山、字小倉邸垣内、字上ノ山、字新兵衛谷、字皿池尻、字村下及び字大坪の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
庄地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字出口、字奥垣内、字東垣内、字大坪、字モミヅ、字前垣内、字角後、字前川、字古屋敷、字北狭、字北代、字井ノ尻、字野畑、字野林、字下野田、字西野、字上野畑、字西ヶ首、字西光寺野、字向野、字平林、字奥畑及び字小鶴池の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
鍛冶屋地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町八千種字前川、字裏垣内、字前垣内、字上前田、字下前田、字南ノ下、字代ノ岡、字上野畑、字上川向及び字西野の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日

馬田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字東野添の全部並びに字下野添、字二反田及び字北野添の各一部、福崎新字中島の一部、馬田字西山筋の一部並びに福田字中筋の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
山崎地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町山崎字清水、字才ノ神、字萬宝庵、字大將軍、字寺裏、字立石及び字分木の全部並びに字朝谷、字西山所、字カマエ、字北垣内、字地藏垣内、字北山、字庵ノ下、字コモイケ、字下ノ坂、字四ノ田、字松田、字川田、字福井、字大塚、字堂垣内、字前田、字川端及び字丁田の各一部並びに福田字東大谷、字トトカハナ及び字西田黒の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
福田地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町福田字ヲコシヤスミの全部並びに字大野、字焼小豆、字大將軍、字無量寺、字トユノモト、字下ノ川、字前垣内、字中垣内、字上垣内及び字池ノ段の各一部並びに高岡字川端の一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
板坂地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字宮ノ前及び字東山ノ下の全部並びに字三谷口、字辻之内、字西垣内、字東垣内、字竹之内、字松尾、字鳥ノ岡、字下林、字フシ原、字フシ原垣内、字土山、字赤佐、字東山及び字東山上の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
桜地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字竹之後、字中垣内、字岸ノ下、字東畑、字梨ノ木及び字孫八の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
長野地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字下々通及び宮ノ東の全部並びに字四十田、字大道東、字宮ノ西、字大浦、字薬師山、字村中、字上垣内、字桜元及び字大谷の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
神谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町高岡字大浦、字桜元、字南八王子、字北八王子、字北垣内、字宮ノ西、字構、字前岡、字前田及び字薬師山の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日
西谷地区 条例別表第3の3 の項	神崎郡福崎町西治字梨ヶ坪、字前田、字宮ノ西、字加尻、字大塚、字向井田、字團次、字米山、字奥ノ谷、字垣内谷、字大林、字ミク下及び字高田の各一部	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年1月9日

<p>西治地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町西治字上代及び字中 莊の全部並びに字南莊、字片山、字 平山、字宮ノ下、字志水田、字五反 畑ケ、字北川、字上莊、字田中、字 下代ノ上ミ、字下代ノ下モ、字北ノ 岡、字畑ケ田、字中村、字北野添、 字下野添、字赤坂、字宗四郎谷、字 数叶ノ西、字数叶ノ東、字東新田、 字中新田及び字下新田の各一部並 びに福田字宮前の一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日</p>
<p>高橋地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>神崎郡福崎町高橋字南谷の全部並 びに字東竹ノ下、字笠目、字中尾、 字橋ノ本、字北山城、字山城、字大 畑ケ、字上ノ山、字北山ノ上、字西 竹ノ下及び字細谷の各一部並びに 西治字桑谷東及び字拝尾の各一部</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年1月9日</p>

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（平成19年兵庫県告示第10号）

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) 阪急オアシス鴻池店
 所在地 伊丹市鴻池四丁目14番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社阪急オアシス
 住所 大阪市北区角田町8番7号
 代表者の氏名 河 村 隆 一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 所在地 代表者の氏名
 株式会社阪急オアシス 大阪市北区角田町8番7号 河 村 隆 一
 外未定5者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成29年5月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 5,769平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (i) 駐車場の収容台数

- 293台
- (2) 駐輪場の収容台数
376台
- (3) 荷さばき施設の面積
140.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
107.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後11時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成28年9月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年10月7日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成29年2月7日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年10月7日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター所長 山内博司

- 1 調達内容
 - (1) 工事名
漁業調査船「たじま」平成28年度第1種中間検査修繕整備工事
 - (2) 工事の内容及び仕様
総トン数199トンの鋼製の漁業調査船「たじま」の第1種中間検査修繕整備工事一式
仕様は入札説明書による。
 - (3) 履行期間 平成28年11月9日（水）から同月30日（水）まで
 - (4) 履行場所 請負造船所
 - (5) 入札方法
上記(1)の中間検査及び整備工事について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該工事の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒669-6541 美方郡香美町香住区境1126-5
県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター 担当 裏戸
電話 (0796) 36-0395
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成28年10月7日（金）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成28年10月28日（金）午後1時30分 但馬水産技術センター 2階会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして知事が定めるものによる入札については、平成28年10月27日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年10月26日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した仕様で整備を行えることを確認できる書類を、平成28年10月21日（金）午後4時までに前記3(1)に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの書類の提出に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年11月上旬）までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 支払条件は、次のとおりとする。

ア 前金払 無

イ 部分払 無

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要作成

(9) 落札者の決定方法

入札説明書で示した漁業調査船「たじま」の中間検査及び修繕整備一般工事を施工できると契約当事者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Head of the procuring entity:

Hiroshi Yamauchi, Director of the Hyogo Prefectural Technology Center for Agriculture, Forestry and Fisheries

(2) Nature of the service to be required:

A first class intermediate inspection and maintenance repairs on the fisheries research vessel TAJIMA

(3) Contract fulfillment period:

From November 9, 2016 through November 30, 2016

(4) Contract fulfillment place:

Contracted dockyard

(5) Deadline for the tender application:

16:00 October 21, 2016

(6) Deadline for tender:

13:30 October 28, 2016 by direct delivery

17:00 October 27, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Urato, Tajima Fisheries Technology Institute

1126-5 Sakai, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6541

TEL (0796)36-0395

人事委員会公告

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成28年10月7日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

職種	採用予定人員	勤務先
(1) 一般事務職 (2) 教育事務職 (3) 小中学校事務職 (高卒程度)	4名程度	(1) 本庁各課、地方機関等 (2) 教育委員会事務局、県立高等学校等 (3) 県内（神戸市を除く。）の市町組合立小中学校等

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町組合立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に掲げる欠格条項に該当しない者

3 試験日及び試験地

- (1) 試験日
平成28年11月25日（金）
- (2) 試験地
神戸市内及び姫路市内

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）。

イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）。

(2) 口述試験

個別面接の方法により行う。

5 合格者の発表

平成28年12月12日（月）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。

6 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「身体障害者請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000073.html

- (2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成28年11月11日（金）頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成28年11月11日（金）頃に発送する。

- (3) 受付期間

ア インターネットによる場合

平成28年10月11日（火）午前9時から同月31日（月）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

平成28年10月11日（火）から同月31日（月）まで（消印有効）

ウ 持参による場合

平成28年10月11日（火）から同年11月2日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-341-7711（内線 5920、5921）

078-362-9349（直通）

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年10月7日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称

尼崎市

2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業3.4.614号園田豊中線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年9月26日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等										
裁決手続の開始を決定した土地					土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
尼崎市東園田町五丁目	143番38	宅地	㎡ 38.87	㎡ 39.10	㎡ 39.10	伊井 ツヤ子 (持分2分の1) 伊井 定弘 (持分4分の1) 伊井 強 (持分4分の1) ただし、土地登記簿上の表示 伊井 定男	尼崎市東園田町5丁目78番地の21 ただし、住民基本台帳上の住所 尼崎市東園田町5丁目143番地の38 神戸市灘区篠原南町3丁目3番3-402号 鹿児島県奄美市名瀬平松町445番地	なし	-	-
尼崎市東園田町五丁目	143番39	宅地	㎡ 22.71	㎡ 22.96	㎡ 22.96	伊井 ツヤ子 (持分2分の1) 伊井 定弘 (持分4分の1) 伊井 強 (持分4分の1) ただし、土地登記簿上の表示 伊井 定男	尼崎市東園田町5丁目78番地の21 ただし、住民基本台帳上の住所 尼崎市東園田町5丁目143番地の38 神戸市灘区篠原南町3丁目3番3-402号 鹿児島県奄美市名瀬平松町445番地	なし	-	-